

財団法人 千葉県民生委員・児童委員協議会
事業運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為第4条に定める本会の事業を円滑に行い、その効率化を図るため、事業運営委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 事業運営委員会の委員は、次の10名をもって組織する。

- (1) 理事 3名
- (2) 評議員 3名
- (3) 学識経験者 2名
- (4) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長 1名
- (5) 千葉県社会福祉協議会事務局長 1名

(委員の委嘱等)

第3条 委員会の委員は、会長の理事会の承認を得て委嘱する。

2 委員のうち1名が委員の互選により委員長となり、委員会を代表し、会務を統轄する。

3 委員のうち1名が委員長の指名により副委員長となり、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要の都度会議を開き、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業運営に関する企画・立案
- (2) 研修計画の策定
- (3) その他

附則

- 1 この規程は、昭和59年8月10日から施行する。
- 2 平成17年1月25日一部改正